

第 637 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 18 年 5 月 12 日 (金) 13:30~14:55

2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎 2 号館 8 階)

3 議 題

(1) 答申事項

- 諮問第 308 号の答申「平成 19 年に実施される商業統計調査の計画について」(案)

(2) 部会報告

- 第 122 回及び第 123 回運輸・流通統計部会

(3) その他

4 配布資料

- ① 諮問第 308 号の答申「平成 19 年に実施される商業統計調査の計画について」(案)
- ② 部会の開催状況
- ③ 指定統計調査の承認等の状況
- ④ 平成 18 年 3 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 54 巻・第 3 号)
- ⑤ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

美添会長、篠塚委員、舟岡委員、後藤委員、清水委員、新村委員、
引頭委員、椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省高橋統計調査部長、厚生労働省桑島統計情報部長、
農林水産省河崎統計企画課長、経済産業省窪田調査統計部長、
国土交通省藤井情報管理部長、東京都須々木統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

経済産業省宮澤産業統計室長、同森野産業統計室調査官

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省久布白政策統括官、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 答申事項

- ① 諮問第 308 号の答申「平成 19 年に実施される商業統計調査の計画について」(案)
総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官が、資料 1 の答申(案)の朗読を行った。
続いて、清水運輸・流通統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

清水

部会長) それでは、諮問第 308 号の答申について、先ほど審査官の方から朗読があった
が、これについて、部会での審議の概要を申し述べる。

平成 19 年に実施される商業統計調査の計画については、3 月 10 日に開催の第 6

35 回統計審議会に諮問され、運輸・流通統計部会にその審議が付託された。

本件に関しては、部会を3回開催し審議を行った結果、ただいま朗読していただいた答申（案）をまとめるに至ったので、本日、部会の審議結果報告と併せて説明をさせていただきます。

前回の統計審議会以降に開かれた3回の部会では、まず、お手元にある資料2、部会の開催状況の第1ページを御覧いただきたい。そこにある第122回運輸・流通統計部会の結果概要のとおり、統計審議会での意見や部会において指摘のあった事項について説明を行い、審議を行った。結果概要には詳細は書いていないが、調査実施部局からの説明に基づく審議内容を簡単に紹介する。時間の関係で、部会において指摘のあった事項のみについて説明をする。それは次の4点である。

第1点目は、電子マネー利用状況の把握の必要性について、経済産業省としてどのように考えるかについて整理しておくべきとの意見が出されたことについてである。これについては、調査実施部局から、平成19年度に行う商業統計調査において電子マネーを調査事項とする段階ではないと考えているが、電子マネーについての行政ニーズ及び法整備等の推移を踏まえ、関係機関と連携しつつ統計調査の可能性を検討していきたいとの説明があり、了承された。この電子マネーの利用状況の把握の必要性については、行政ニーズや法制度だけではなくて、ユーザーサイドから見て必要かどうかも含め検討を進めてほしいとの意見が部会の構成員からあった。

次に第2点目であるが、電子マネーを現金販売に含めることに関連して、キャッシュレスで行っているという認識からすると現金販売という整理でよいのかという意見が出されたことについてである。これについては、調査実施部局から、非接触型ICカードのプリペイド式については、小切手、商品券及びプリペイドカード等と同等に事業者が現金として取り扱っていることから現金販売の欄に含める整理とし、その旨を調査客体が理解しやすいように記入の仕方に明示することとしているとの説明があり、部会で了承された。

第3点目は、年間商品販売額の欄の訂正方法について、記入欄を間違えた場合に、その方法で十分対応できるかどうかきちんと検証すべきとの意見が出されたことについてである。これについては、調査実施部局から、訂正方法は二重線による訂正とし、当該商品欄で金額を訂正する方法はすべて右下の訂正欄を使用することとしているが、記入欄を間違えた場合と誤記入があった商品の金額がゼロの場合は調査票右下の訂正欄の記入はしないこととしているとの説明があった。これは私の今の説明だけではお分かりにならないかと思うので、お手元の資料の調査票の裏面を御覧いただければと思うが、この説明について部会ではおおむね了承された。

次に第4点目であるが、インターネットによる電子商取引を行っている事業所について業務資料はあるか、そうした資料を捕捉に利用できないのかという意見が出されたことについてである。これについては、調査実施部局から、経済産業

省において、コンピューターを保有する企業、事業者団体、学校等を対象とした情報処理実態調査及びこれをもとにした電子商取引に関する実態市場規模調査が実施されているが、この二つの調査は企業を対象とした標本調査であり、専らインターネットによる電子商取引を行っているすべての事業所の捕捉を行うことは困難であること、また、同省における電子商取引に関する業務資料については存在を確認していないとの説明があり、これについてもこの説明でおおむね了とされた。

こうした審議結果も受けて答申（案）についての審議を行い、本日御報告する内容で、部会では一応の了承が得られた。

それでは、答申（案）の内容について説明をする。

まず、前書きについては諮問文の記述をそのまま踏襲している。

答申（案）の構成は、「1 今回の改正計画」と「2 今後の課題」となっている。

まず、「1 今回の改正計画」に関連して（1）の調査事項についてであるが、平成18年5月1日に施行された会社法を受けて、経営組織区分のうち「有限会社」を削除し、「株式会社」を「株式会社（有限会社を含む）」に変更するとともに「合同会社」を追加することについては、会社法の制定に則した変更であることから、適当であるとされた。

なお、先ほどの答申文の朗読の内容と重複するところがあるかと思うが、部会での審議に即して答申（案）の内容も審議されたので、重複をあえて恐れずに述べさせていたきたいと思う。

（2）の調査票の設計等についてマル1として、調査事項のうち新たに本店・支店の別、本店の所在地・電話番号及び事業所の開設時期についてプレプリントを行う。年間商品販売額について、商品名、分類番号及び年間商品販売額を記入し、卸売・小売の別を選択する方法を改めて、記入欄を第2面に設定し、卸売・小売の別にすべての商品名及び分類番号をあらかじめ印刷し、該当する商品の販売額を記入する方法とすることについては、調査結果の正確性の確保及び記入者負担の軽減に資することから、適当であるとされた。

次に（3）の調査対象の変更であるが、これまで原則として調査対象としないこととされてきた有料施設内事業所のうち、駅改札内の事業所について、より正確な商業活動の実態把握の観点から、平成19年調査から、本社等一括調査方式を活用し、可能な限り調査対象として取り組むこととすることについては、当該有料施設の運営・管理をしている主体から、事前に調査対象名簿が確認でき、かつ、本社等一括調査方式による報告が可能であることが確認できれば対象とするものであり、今回調査において、そうした把握が可能な駅改札内事業所を把握することは適当であるとされた。この点については、先ほどの答申（案）に盛り込まれている。

さらに、同様の観点から、把握が可能な高速道路等の有料道路内における施設

の事業所を対象に追加する必要があるとされた。

なお、劇場、スポーツ施設など、その他の有料施設内事業所については、今回調査においては事前に調査対象名簿の確認が困難であることから調査対象としなが、この対象把握の方法等について検討することとしている。

次に（４）であるが、調査結果の公表についてである。商業統計調査についてはこれまで回収率の公表は行われていなかったが、利用者の利便性を踏まえ、結果の公表を行うに当たって、少なくとも調査の回収率を明示する必要があるとされた。

次に、「２ 今後の課題」について簡単に触れておきたいと思う。

今後の課題として、（１）年間商品販売額の販売方法別割合については、電子マネーなど決済手段の多様化を背景として、商業統計調査の目的に適合した区分の在り方について、次回調査までに検討を行う必要があるとされた。

もう一つの今後の課題であるが、（２）年間商品販売額の商品区分については、商業統計調査の目的を踏まえ、時代の変化及び統計需要に対応したものとすよう、次回調査までに見直しを行う必要があるとされた。

次に、もう一つの今後の課題である（３）調査結果の集計・公表についてであるが、利用者が時系列比較を適切に行えるよう、先ほどの答申（案）の朗読の中でも説明されたが、調査結果の集計・公表を行うに当たっては、より適切な公表の在り方について、次回調査までに検討する必要があるとされた。

最後の今後の課題である（４）事業所の捕捉についてであるが、これについては、経済センサス等でも検討されている母集団名簿の整備につながる話であるが、商業統計調査の審議に関連して、近年、SOHO等の外観からでは捕捉が困難な事業所が増加していることなど、商業事業所を必ずしも的確に把握できないという状況が生じており、こうした調査環境の変化に対応して、商業事業所の的確な把握に向けて積極的に検討を進める必要があるとされた。

これらおおむね４点が今後の課題として答申（案）に盛り込まれた次第である。答申（案）の内容についての説明は以上である。

[質 疑]

美添会長) ただいまの報告に対して、意見、指摘等があればお願いしたい。

篠塚委員) 質問みたいなものでもよろしいか。

美添会長) もちろん。

篠塚委員) では質問を。今の２ページのところの（４）の調査結果の公表のところの答申文だが、前回の審議会でも回収率の公表について議論があったかと思うが、ここでは結果の公表を行うに当たって、調査の回収率を明示する必要があるという表現であるから、すぐに、次回からでも公表するようというような答申だと思うが、このときどのような議論があったのかだけ教えていただきたい。

清水部会長) 確かに、調査結果の公表形式のうち一体どこまでを公表すべきなのか、特段問題になるのは、集計結果がどの程度の回収率に基づいて公表されているのかにつ

いて、ユーザーサイドに立った場合には、回収率に従って回収されなかったものの割合がどうであるかを知らしめることが重要であるという議論については、種々部会でも審議された。その結果、確かに御指摘のように次回から公表するののかという話であるが、公表を明示する必要があるというところまでで答申（案）をとどめたということである。

回収率を公表することをめぐっては、その必要性はあるわけだが、公表することと結果についての正確性等々とはどう関係するのか、その辺を十分に調査実施部局の方で検討された上で、部会としては公表されることを期待している。

篠塚委員) 今のような部会長の報告だとすると、もう少しここは書き込む必要があるのではないかというふうに思う。今のようなプロセスがあつて調査の回収率を明示する必要があるということであれば、もうちょっとやっぱり説明がないと誤解を与えるのではないかと思う。

舟岡委員) そのような解釈だとすれば、私もやや問題があると思う。「統計行政の新たな展開方向」の中で、メタ情報等も含めて公表するという方向が打ち出されており、回収率は調査結果を正確に評価する上で重要な情報なので、「展開方向」に沿って公表することが当然だろうと理解している。

美添会長) こういう文章は厳密な書き方がしてあるので、私の理解が正しいかどうか確認したい。

今回の改正計画は（１）から（４）までとなっているが、例えば（１）では計画は適当であるとしている。こういう表現の場合には、原案を部会で審議し、計画のまま実施することが適当と判断したものだ。

一方、今の（３）の最後であるが、「何々は適当である」と一文が終わった後に、「なお何々する必要がある」というのは、部会で修正が提案され、実施者側もその議論を受け入れて今回の調査でその措置を講ずることが結論づけされている。

その次を読むと、「また」以下のところで、「検討すること」としている。これは、今回の計画を修正するのではなく、検討することを実施者が了解していると読むものだろう。間違っていたら訂正をお願いしたい。

清水部会長) ただいまの、篠塚委員及び舟岡委員、それから美添会長からの御質問というか、御指摘について部会長としてお答えすると、実は、今御指摘のあった部分については当初の改正計画の中には審議事項としては入っていなかった。部会審議及び統計審議会において出てきた意見を踏まえて、それを部会の審議事項としたわけである。したがって、出された計画事項が妥当であるかどうかという書きぶりではなくて、部会で出てきた質問事項、さらには審議会に出てきた意見をこの答申（案）にも盛り込むに当たって、それが妥当であるかどうかではなくて、ここでは必要と考える、あるいは、検討することとしているということで、書きぶりをこのように変えたわけである。

美添会長) 今問題になっている（４）は何々する「必要がある」としている。これが今後

の課題と別に書いてあるということは、改正計画の当初案には回収率について明示されていなかったが、部会審議を経て回収率を公表する必要性を認識したという経緯はこのままの文章で十分わかると思う。

私の理解が間違っていたら文章を訂正する必要があるが、これに関して、担当の熊埜御堂統計審査官から、今の読み方で正しいのかどうか解説をしていただきたい。

熊埜御堂

審査官) 解説をするというほどのことではないが、私ども事務局の理解としては、調査結果の公表については、当初案では調査の回収率を明示することを調査実施部局としては考えていなかった。それについて、統計審議会並びに部会の御議論の中で、この商業統計調査の回収率というのは母集団との関係から見ても明示する必要があるのではないかという議論があって、それを部会で部会長のもとで議論していただいて、この回収率については何%であるということ公表するという点について調査実施部局として判断されたので、今回、この平成19年の商業統計調査については回収率が何%であるという結果はお示しになるというふうを考えている。

それから、参考までに、今後の課題のところの(3)で調査結果の集計・公表ということがこれに関連してあるが、これについては、統計審議会の方で、ユーザーが時系列比較を適切に行えるよう母集団推計やパネル分析等の検討をしてほしい、また、時系列比較に不具合が出ないような工夫をしてほしい等々の意見が出されたので、これは部会で議論させていただき、母集団推計については有識者の意見等を踏まえて今後どのように行っていくかを調査実施部局の方で検討したいということである。パネル分析等をやることも考えられるが、これも商業統計調査本体の公表とは別途のタイミングで結果を提供することについて検討したいということを考えているという議論があったというふうに承知している。

美添会長) 全体の答申(案)文が、1として今回の改正計画、2として今後の課題となっている。1の中に「必要がある」と書いてある事項に関しては、今回の調査で実現するように実施者が対応すると読むが、2の今後の課題の「何々する必要がある」という表現は、今回の調査では実施可能という認識はなく、更に検討する必要性が理解されたと読む。この理解が間違っていないとすれば、今回御指摘いただいた点についてはそれほど問題ではないと思う。この点に関して、篠塚委員、舟岡委員、いかがか。よろしいだろうか。

ほかに幾つか前回の部会報告と今日の部会報告で確認した点があるので、整理を試みたい。今後の課題の電子マネーについて、今回調査で全数調査の形で実施するには制度も明確でないということで、検討課題としている。これに関しては引頭委員の指摘を受けて、部会ではこの整理で了解されたと伺っている。

年間商品販売額の商品区分についても議論されたが、これに関しては分類の議論も出てくるので、次回調査まである程度の検討時間が必要だということで十分

納得できる結論だと思う。

関連して言うと、前回の審議会で舟岡委員が指摘されたことで、本店・支店間の取引をどう扱うのかという問題は前回の話では長期的に検討したいということだったので、ここで確認をお願いしたい。

それから、関連して、例としてはD e l l コンピュータが挙げられたが、製造業と小売業の境界には経済産業省としても大きな関心を持って検討されているという説明が前回あった。これは産業分類にもかかわる問題なので、2の将来の検討課題の中で読めると思う。

それから、(3)の調査結果の集計・公表は回収率が低下傾向にある状況で、単純な回答事業所だけの集計では誤解を与えることから、今回から回収率を公表することが既に調査結果の公表で書かれているが、更に適切な公表の在り方について検討していただきたい。

この点について、回収率を公表することは「統計行政の新たな展開方向」でも謳われた各省合意のことで、公表はいいが、回収率の低下を明らかにすることによってかえって非協力が増えるというマイナスの効果を与えないような工夫をしてほしい。ただしこれを否定的な意見ととらないようお願いしておきたい。回収率を公表するのは義務に近いものだが、それがいい調査に結びつくような形で実施してほしいというのが趣旨である。

もう一つ、このように全数調査が基本である統計調査に関しては、回収部分だけの集計には限界があり、回収されなかった事業所等について欠測値の補完をする。つまり、広い意味で母集団推計という考え方が積極的に導入される必要があるのではないだろうか。その視点が明確であれば回収率の低下にもこたえることができるし、過去の調査結果と時系列的な比較ができるような集計方法が可能だと思われる。

この辺の技術的な点については十分知識があると思うが、基本的な姿勢として母集団推計をするのかどうか。この点については、従来から経済産業省でも議論をしていると伺っているので、(3)の課題の中で読んでいただきたい。

(4)については、今後の事業所・企業等の調査結果、あるいは適切な名簿の利用ができることを念頭に置いて書かれているので、皆さんの同意を得られていると思う。

質問した件について、調査実施者から何かお答えいただけるか。

宮澤室長) それでは、今後の課題に書かれていることについて簡単に概略を御説明する。

電子マネーの扱いについては、次回の調査までに、今は調査上困難な技術的な点等も含めて明らかになった段階で取り組む方向で検討していきたいというふうに考えている。

それから、2番目の商品販売額のところの関係であるが、本店・支店間の取引について、前回、舟岡委員から御質問があった点について、後ほどというお話をしていた点については、部会の方にも御報告をしたが、本店・支店間の取引につ

いては、一応、現在においては卸扱いにしており、それで現金ではなく信用として書いていただいているという整理にはなっている。

いずれにしても、今後とも、そういうものの書き方について、商品区分の在り方等も含めて新しいものに合わせた検討は引き続き行っていきたいと思っている。

それから、De 1 1 といつか製造小売の話についても、そういう製造事業者で小売を行っている事業所の捕捉というものに、可能な限り努めていきたいと思っている。

それから、続いて回収率のところであるが、回収率の出し方についていろいろ御意見をいただき、何らかの形で回収率を出すということはまずしたいということである。

ただ、母集団推計のところについては、現在においてはまだその知見を持っていないので、今後とも有識者の御意見等を伺いつつ詰めていき、この母集団推計については今後検討していきたいと思っている。

それから、最後の事業所の捕捉については、基本的には経済センサスという全体の枠の中で対象の捕捉ということになる中で、商業の特殊性というものもできるだけ加味して捕捉に努めていきたいと考えている。

以上です。

美添会長) これについての確認等、御意見はあるか。

三輪委員) 今後の課題の(1)のところ、実は、商業統計調査の目的に適合した区分の在り方についてというのは、これは調査票を見ていただくと、これは8番のところの話なのだが、私はこれの問題提起をした人間の1人であるが、これはいかにも町の小売店という感じがあり、例えば卸売業者を念頭に置くと、こういうものを聞いて何になるのだろうという疑問があり、事業所間の取引等を考えてみると、売掛債権とか手形とか、これは商品の取引のフローを見てその場で現金で決済化しているかどうかを見ているのだが、せつかく片方では在庫等を聞くようなことがあるので、ストックベースで見た方がいいのではないかと、期末の残高はどうなっているかという方を見た方が実態を把握するのにいいのではないかとということも申し上げてきた。電子マネーなど決済手段の多様化を背景としてというのは、これは前振りで、そういう答えも見ながら、商業統計調査の目的に適合した区分の在り方について考え直した方がいいのではないかと問題提起をしたつもりであるが、そういう側面に関するコメントが今のところなかったものだから、これは前振りと本体とを考えてみると本体の方にウエートがあって、電子マネーの話だけではないのだということをお場でテイクノートしておいていただければ、文言はこのままでいいと思う。

美添会長) 今の点について、清水部会長、いかがか。

清水部会長) そのとおりである。三輪委員の方からもそういう発言があったし、部会審議以外の場でお聞きした内容も、今御指摘のあったとおりである。

これをどのようにして文言に勘案するかという点については大変苦慮したとこ

ろであり、あまり詳細を具体的に書くとそれ自体がまた新たな審議事項になるので、今のところ、ここに書かれている今後の課題の（１）の範囲内で今のような御発言の趣旨を受けとめているという理解である。

美添会長）ほかに何かあるか。

特にないようであれば、この答申（案）は承認されたものとする。

本（案）をもって当審議会の答申として採択することとしてよろしいか。

～（異議なしとの声あり）～

それでは、これをもって総務大臣に対して答申したい。

ただいまの答申に関し、経済産業省の窪田調査統計部長からごあいさつがある。

窪田部長）調査実施者の経済産業省を代表して、一言ごあいさつをさせていただきます。

今回は、卸売業・小売業の実態把握をする商業統計について、平成 19 年調査として会社法制定を踏まえた変更を行うほか、調査客体の記入負担軽減の観点から調査票レイアウトを見直すとともに、これまで調査員調査で把握できなかった駅改札内事業所あるいは高速道路など有料道路内施設の事業所について、本社一括調査で把握するといったことなどを内容とする改正計画ということにいたしておるわけである。

美添会長、清水部会長、並びに委員、専門委員の方々には、大変御熱心に御議論、御検討いただき、本日ここにこのような形で答申を頂いて、まことに感謝する。頂いた答申を受けて、来年の調査実施に向けて準備を鋭意進めるとともに、効率的な、かつ効果的な調査の実施に努めてまいりたいと思う。また、幾つか宿題も頂いているので、御指摘を踏まえて引き続き所要の検討を図ってまいりたいと思っている。今後とも、何とぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひいたしたいと思う。

（２）部会報告

○ 第 122 回及び第 123 回運輸・流通統計部会

平成 18 年 4 月 21 日及び 4 月 27 日に開催された第 122 回運輸・流通統計部会（議題：

「平成 19 年に実施される商業統計調査の計画について」及び「特定サービス産業実態調査の改正について」）及び第 123 回運輸・流通統計部会（議題：「特定サービス産業実態調査の改正について」）の開催結果のうち、議題「特定サービス産業実態調査の改正について」部分について、清水部会長から報告が行われた。

なお、議題「平成 19 年に実施される商業統計調査の計画について」部分については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

[質 疑]

美添会長）検討項目の多い大規模な改正計画が出されており、部会でも慎重な審議をお願いしている。

論点がたくさんあるのですべてを議論していただく余裕はないと思うが、主要な点について、特に部会に参加している委員の方々から意見をいただきたい。

舟岡委員) 部会には所属していないが、前回の審議会で、調査実施部局から特定サービス産業実態調査の当初計画において、標本数と標本抽出の方法をどのように企画しておられたかについて報告していただきたいとのお願いをした。それについて本日報告していただきたいのが第1点。

それから2点目が、先ほどの部会長による結果概要の報告の中で、行政施策との関係でその必要性について了承されたということであったが、これについて、行政施策にどう生かされるのかももう少し詳しく教えていただきたい点である。サービス産業といえば、画として分かったような産業として世間で受けとめられているが、中身は、第一次産業と第二次産業以外の雑多な産業である第三次産業をサービス産業と称しているもので、産業分類上もそのようなその他の産業としての扱いである。こういう雑多な産業の寄せ集まりを、「横断的」に、当初は「包括的」に、「統一的」にとの説明であったが、そういう捉え方の意味を私はあまり理解できない。そういう見方に立っているのか、行政施策上、横断的にとらえることにいかなる意味があるのかこの機会に是非教えていただきたい。

3点目は、4ページの調査対象数の変更についてである。売上高の約8割をカバーしているというのは、業界団体名簿に属する企業の売上高に対して、今回、事業所・企業統計調査の名簿をもとにした対象企業の売上高が8割ということなのか。業界団体に所属しない企業が数多くあり、そういうところまで売上高はとれないが、従業者数等なら事業所・企業統計調査でとらえることができ、従業者数等でのカバーで言うと今回どれぐらいになるのか、それらについて教えていただきたい。

意見もあるが、質問だけにしておく。

美添会長) ほかの質問が多かった場合には時間がなくなりそうなので、とりあえず調査実施者から今の3点の質問について御回答いただきたい。

森野調査官) まず、標本の数については、まだ部会での御議論もいただけていないので本日は回答を用意していなかった状況である。

熊埜御堂

審査官) 事務局の方から少し説明させていただく。

前回までは6月答申という前提で議論を進めさせていただいており、標本数、標本抽出方法については、それを前提にしてその6月答申の前の5月にはきっちり説明をしていただきたいということで、御説明しないといけないのかなということ考えていた。

そういうことで、実は、先ほど部会長の方から御説明がありました4月27日の部会において、標本設計については調査対象数の変更についてということで部会では説明はしていただいたが、今、調査実施部局の方から説明があったとおり、それについての考え方、それから標本設計が妥当かどうかということについての議論は、現在、部会においてはしていない。

私ども事務局としては、1か月ではなく2か月に延びたということがあるので、

このとおりやるかどうかはまた今後の部会の検討次第ではあるけれども、標本設計について行うということであれば、この考え方については次回の審議会においてきっちり御説明をさせていただくということで整理をしたいというふうに考えている。

舟岡委員) 少なくとも諮問に係る調査計画で、標本数あるいは抽出方法が定まっていない調査計画などあるのかと思う。私は、変更を予定されているならば、それがどういう方向で変更を予定されているかということを知りたいわけではない。前回の審議会で、当初計画ではどうなっているかということを知り、次回お答えするという回答をいただいているので、それについての答えをいただきたいということである。

熊埜御堂

審査官) 詳細に説明できないという話であったので、それについて御説明しただけであり、標本設計の考え方については今でも御説明できると思うので、そこについては説明していただければと思う。

私が申し上げたかったのは、今回、議論をしていただいても、部会では十分まだ議論していないという前提でお聞き及びいただきたいという話だけである。説明については調査実施部局の方からいただければと思う。

舟岡委員) 当初計画についてという理解で説明をお願いしたい。

森野調査官) 今回は、調査業種として15業種を考えている。ただ、その15業種については、母集団と考えている事業所・企業統計名簿から見ても非常に対象数の多い業種から少ない業種まで多々ある。私どもとしては、調査の効率的な実施ということを考えてみると、やはり、対象数の大きな業種について標本調査を導入したいと考えている。また、その中においても、産業の実態を眺めてみると、従業者規模別にまず考えてみると、規模の大きなところは事業所数が少なく売上が非常に多い。そして、規模の小さなところは、事業所の数は多いが売り上げの規模は極めて少ないということがあり、基本的には、ある一定の規模において悉皆部分と標本導入部分というふうに考えてまいりたいと思っている。

清水部会長) 今の答えは舟岡委員の質問に対する正確な答えではないと思う。

今回の改正計画の中で、母集団名簿を変えるとすると、変えた結果、旧来のものに比してある特定業種について言えば、事業所の数が幾つから幾つになるのかということについての御質問だったと思う。それだけでいいと思う。事業所の数が増えるから一部悉皆調査と一部標本調査に切りかえるということについて説明を求められているわけではない。ちょっとその点、誤解がないように。

森野調査官) 失礼した。それでは、改めて説明させていただく。

従来、業界団体名簿を使っており、なかなか対象の把握が困難であった業種を今回フレームのしっかりした事業所・企業統計調査名簿に変えることにより、対象数が大幅に増える情報サービス業、物品賃貸業等について、調査の効率化を考えて標本調査を導入してまいりたいというふうに考えている。

ちなみに、情報サービス業については、従来の調査対象としていたものから見ると倍以上のものが事業所統計で拾われる状況となっている。そういうものについて調査の効率化を図るために標本調査の導入を考えたいと思っている。

舟岡委員) 確認だが、物品賃貸業、情報サービス業以外の13業種は全数調査ということか。
森野調査官) 従来の物品賃貸業、情報サービス業、広告業、それからデザイン、機械設計業というものに対して標本調査を導入したいと考えている。

舟岡委員) それで、全体の標本数は幾らか。
森野調査官) サンプル数としては8,000程度と考えている。

美添会長) 各業種ではなくてトータルでか。
森野調査官) トータルである。

舟岡委員) トータル8,000で、そうすると11業種で全数調査しても十分カバーできるということか。
森野調査官) その他の業種については、それぞれの業としても3,000を越すような業種が極めて少ないということになっており、標本調査導入を計画しているのは1万を越すような業種ということで考えている。

清水部会長) ちょっと部会との関係で申し上げておくと、今のは当初の計画として出されたものであって、それをこれから審議するわけである。審議した結果、標本調査部分を含むような業種についてその標本調査の基準が妥当かどうかはこれから審議されるから、結果的には変わるかもしれない。したがって、標本のサイズが幾らになるかという議論は、今ここでは、審議結果を得ない限り事前の計画案であってさしたる意味はない。

舟岡委員) 通常は議論が詰まっているべきと思うが、それはいいとして、そうすると、関連して、売上高の8割をカバーするというのは、主に物品賃貸業以下の4業種について、従来の業界団体の対象企業に対して、今回標本抽出を計画されている対象企業が8割なのか、それとも、事業所・企業統計調査は主業格付であり、アクティビティベースではないから、事業所・企業で全数とったとしても8割ということなのか、それ以外の業種についても同様なのか、そこはどうなのか。

森野調査官) この8割と申したのは、現在、業界団体名簿を調査対象名簿として採用している対象の中で売上ベースで見ると、主業格付されるものとしての売り上げが8割程度。したがって、アクティビティベースから主業になっても落ちていくのは2割程度という意味合いである。実質的には、対象が拾われていくので、業としてのカバレッジはもっと高まっていくというふうに思っている。あくまでも、今現在調査対象となっている事業所の中で従業として落ちるものが売上ベースで2割程度という意味合いである。

宮澤室長) あと2番目の御指摘の、行政施策との関係での必要性というところで了承されたという点であるが、確かに、今、舟岡委員がおっしゃるように、サービス産業はいろいろ雑多であり比較が難しいという問題はあるかとは思いますが、その中でも、できるだけ共通の項目で生産性の比較等をとれるような形で全体のサービス業と

いうものを把握していこうという考え方で、政府全体でもそういう動きもある中で、私どももそういう流れの中でこの生産性の比較等を可能な限りできる部分を見ていきたいということである。

舟岡委員) 行政施策上の必要性とは生産性の比較が専らであると理解すると、部会の意見にもあるように、生産性をどうとらえるべきかについて部会で詰めた議論がされることを大いに期待している。

篠塚委員) 先ほど舟岡委員が御質問したのと全く同じことを質問したいと思っているが、業界団体名簿を変更して今度は主業分類で把握すると、売上ベースで8割ということであった。それで、先ほど舟岡委員は、それが従業者ベースで見るとどのぐらいかとお聞きしていたので、その答えを聞きたい。

そして、やはりこれは生産性の比較をしたいわけであるから、生産性の場合には、どうしても労働者がどのぐらい、従業者がどのぐらいいるかということは、非常に大事なところになる。だから、売上ベースで8割だけれども、従業者ベースではどのぐらいか分からないが半分以下だというふうに私は思っているが、その情報もなければこれはちょっと評価できないのではないかと思っている。その辺を教えていただきたい。

美添会長) その資料はあるか。

森野調査官) 今手元に持ち合わせていないので、後ほど。

美添会長) では、部会で確認をお願いします。

篠塚委員) 何となく分からないというのが感想であるが、今までこういう審議会に参加してきて、このような形で計画したものが大幅に変更されるようなケースはあまりそういう場面に属していなかったもので、ちょっとびっくりしている。その中でも特に、例えば123回のところの2ページに書かれている、本来の計画では業種横断的な計画の箇所である。部会の中で意見が出て個別の情報も必要だということになって、ではということで、別途必要があれば承認統計調査で把握することについても検討するというような回答があったりした。もしこれを検討するということになれば予算的な措置はどういうふうになるのかという非常に大事なこともある。そういうことも含めて、7月までに何らかの形で回答が得られるのかどうか。とか、非常に不確定なことがずいぶんこの中に私は入っているというふうに思った。今の段階で、ここでは承認統計調査の実施については現段階では考えていないという回答があったというようなことだと、このプロセスが何かはつきりしないというような印象を受ける。ちょっと厳しい言い方で失礼だが、ご説明をお願いしたい。

宮澤室長) この承認統計調査との関係は、部会で質問された方もちょっとニュアンスを確認する意味でやりとりをした経緯もあるが、質問された方は同時に承認統計調査をスタートさせるのかという趣旨で質問があったが、そうではない。同時に承認統計調査を別途用意しておいて特サビ調査等をやるという意味ではないということをお答えした。それで、必要があればというところは、これは今までも

かなり個別の行政施策で、限られた産業の特別な問題を把握するために承認統計調査をやるということは、もちろん限定された条件のもとでだと思うが、従来からも必要に応じてやってきているので、一般的に、本当にその行政施策が生じたときに本体のこの特サビ調査を検討するのではなくてそういうやり方が考えられるという趣旨で申し上げたところであり、安易にそれを濫用するというつもりではないし、さらに、同時に二つをセットで動かそうとしているというわけではない。

引頭委員) 私、部会の方に所属しており、先ほど清水部会長が御説明になったような審議経過であったわけだが、部会が最後に開かれたのが4月27日であり、5月になってからはまだ開催されていない。しかし、5月10日の経済財政諮問会議において、経済産業省の大臣の方から、サービス統計の整備・充実に関する考え方のようなものが示され、議論されたという話を伺っている。

これまで部会において報告を受けていたのは、なかなか全体の方針が決まらない中で、平成18年の特サビ調査については、行政上のニーズ等々から、先ほど篠塚委員がおっしゃったようにいろいろ紆余曲折があるものの、こういうものかなということで私自身理解していたし、繰り返したが部会長の御報告のとおりである。

ただ、5月10日にそうした方針が示されたこと等も踏まえると、今さらながらもかもしれないが、今回の特サビ調査がやはり中長期的な視点からどうなのか、5月10日の新しい動きを受けて少し整理する必要があるのかなというようには考えている。これは意見である。

美添会長) 今回の計画は1年限りである。現在は過渡期なので、次の実施に向けて改めて諮問答申等の手続を踏んで検討する、すなわち中長期的な課題に対する検討の機会は別にあると理解しているが、引頭委員、いかがか。

引頭委員) 今、会長がおっしゃったとおりである。

ただ、今回は変更点がすごく多い。それで、確かに今、会長がおっしゃったように、もう一度中長期的な課題に向けての審議というのが、当然将来に向けてあると思う。しかし、そうはいつでも、やはり今回改定の位置づけというものについては、やはり大きく変更するということであるので、それに対するアカウンタビリティというか、説明責任を果たしていかなければいけないのではないかと、そういう意味である。

舟岡委員) 関連してだが、特定サービス産業と謳っているように、個々のサービス産業のそれぞれの特性に合わせてその実態を明らかにしようとするのがこの調査のねらいでもあり、調査結果をおもしろく活用できる場所だったと思う。その意味では、単に行政のためだけではなくて、一般に幅広くユーザーを抱えている統計調査である。これだけ大きな変更であっても、3月諮問なのでパブリックコメントを求めることが義務づけられていないのかもしれないが、大きな変更が予定される場合、これまでのケースでは、広範囲なユーザーから変更が適切かどうかの意

見を徴する機会を求めてきた。今回、7月答申ということになると若干の余裕があるので、一般からの意見を何らかの形で幅広く徴する機会をぜひ持っていただきたい。これは要望である。

もう1点。そもそも今回の変更、更に変更されるのかもしれないが、先ほどの説明では、短期間の過渡的なものだということだが、過渡的とすれば、統計の継続性という観点からそこをどう担保できるのだろうかという点と、過渡的なものとすれば、何故わざわざ1、2回の大きな変更を行ってしまうのかが疑問である。そもそも、特定サービス産業実態調査の今回改定の当初計画は構造統計からはほど遠い内容で、実質的に年次動態統計と呼んで差し支えない統計だと私は理解している。今回調査事項の再検討をされるということなので、ぜひ検討に加えていただきたいのは、売上高の構成についての調査事項である。詳細な構成割合を何に活用するのか、集計しても何の意味もない。負担軽減の観点からも、ぜひ部会で御検討いただけたらと思う。

美添会長) 他にも要望がたくさんあると思う。部会の報告でも多くの課題が提示されており、残された期間で苦勞をしなければいけないと思うが、本日は時間も限られているので、この議題は終了とさせていただきたい。引き続き、部会で審議をお願いしたい。

(3) その他

○ 指定統計調査の承認の報告

総務省政策統括官付の桑原統計審査官から、平成18年4月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「学校基本調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料3による報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) 極めて軽微かつ納得できるものだと思うが、いかがか。

特段の質問もないようなので、本件の報告はこれで終了する。